



領土・主権展示館 企画展

知られざる

北方

—歴史・文化・自然—

四島

3/16^火

5/9^日

入場無料



The Northern Territories;
the Islands of Etorofu, Kunashiri,
Shikotan and Habomai

ごあいさつ

択捉島えとろふとう、国後島くなしりとう、色丹島しこたんとうおよび歯舞群島はばまいぐんとうからなる北方四島は、一度も他国の領土となったことがない日本固有の領土です。

江戸時代、松前藩まつ まえ はんは17世紀初頭から北方四島を自らの領域として認識し、徐々に統治を確立していきしました。択捉島と得撫島との間に国境が自然に成立しており、1810年代になると、日露両国間では、択捉島まで日本領であることの認識が一致していました。そして、1855年2月(安政元年12月)、日本とロシアは「日魯通好条約」に調印し、択捉島と得撫島うるっふとうの間の国境をそのまま確認しました。

この展示は、「知られざる北方四島」をテーマに三部で構成し、領土問題はもとより、その歴史、文化、自然について紹介します。第一部では、先史時代の人類の足跡やアイヌの人々が遺した遺跡など、北方四島の歴史・文化を紹介し、先史時代より北海道本島と同じ文化圏が存在していたことを示します。さらに、1810年代になると、日露両方が国境を画定しようとした知られざる交渉の試みがあったこと、北方四島は幕末から明治初期にかけて仙台藩の領地であったこと、明治初期に歯舞群島は東京府に、色丹島は増上寺ぞうじょう じに属していたことなどあまり知られないエピソードを交えながら、先史時代から明治・大正期までの北方四島の歴史と文化を紹介し、北方四島が我が国固有の領土であることを示していきます。

1945(昭和20)年、北方四島がソ連に占領され、戦後75年たった現在も、ロシアによる法的根拠のない占拠が続いています。第二部では、日本が1945年8月14日、ポツダム宣言を受諾してから、8月28日～9月5日にかけて、北方四島で何が起こったのか、また、終戦当時、およそ17,000人が暮らしていた北方四島の住民はどのような苦難を受けたのか、くわしく紹介します。

第三部のテーマは、北方四島の自然環境についてです。特に、北方四島の周辺海域には、動物群の優れた生態が残され、豊かな自然環境が保たれています。北方四島の自然は、北海道の世界自然遺産として知られる知床半島しれとこと豊かな自然という共通性があります。

この展示を通じ、観覧者の皆様に「知られざる北方四島」の歴史、文化、自然を知っていただくことで、一層、北方領土問題について考えるきっかけとなり、また北方領土問題解決に寄与することができれば幸いです。

Part

01

History and Culture

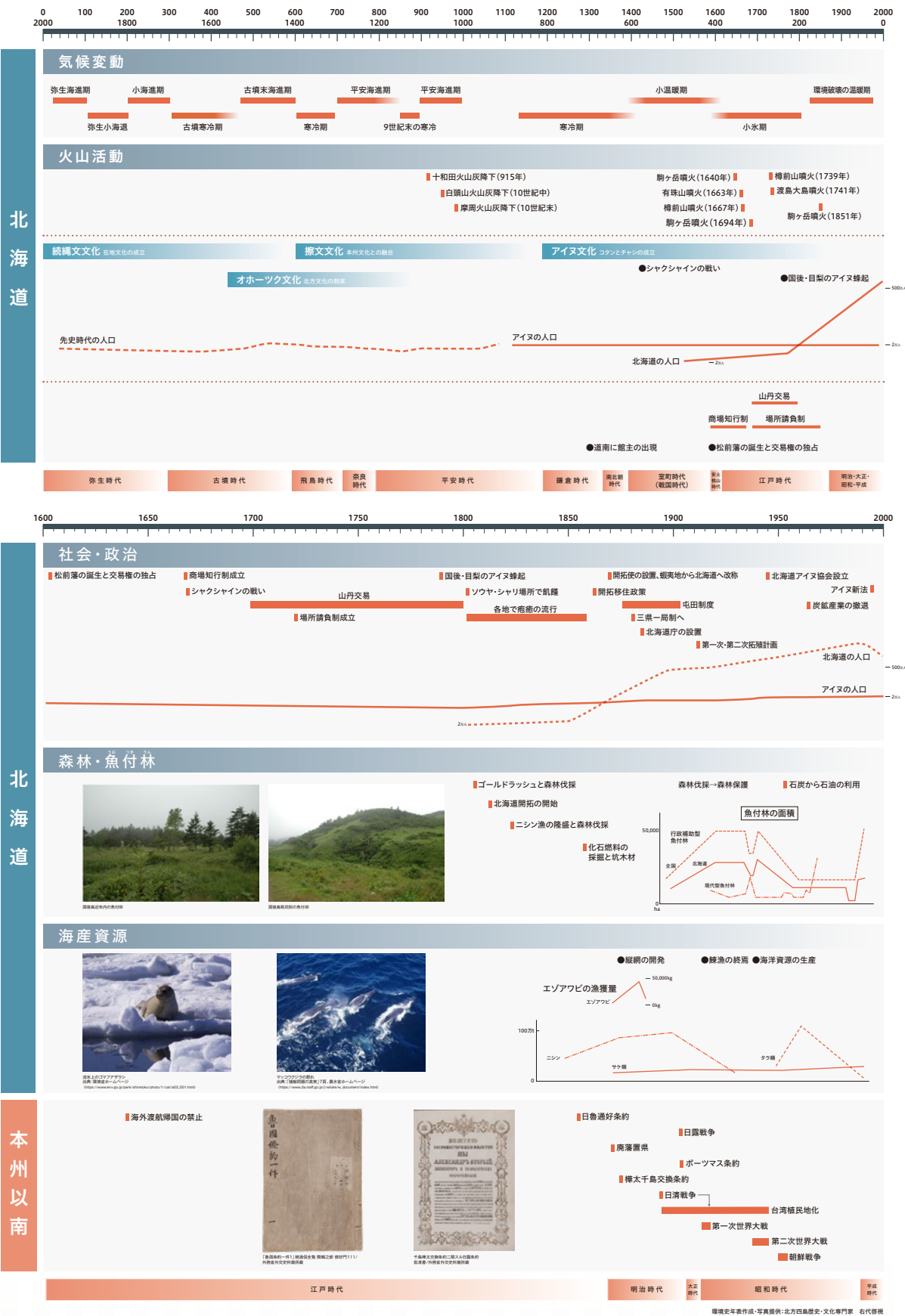
北方四島の 歴史と文化

文化年表

[illegible][illegible]

※利尻島、礼文島、奥尻島、焼尻島、天売島などを含む。
文化年表作成：北方四島歴史・文化専門家 右代啓視

過去2000年の環境史と文化年表



先史時代のころの北方四島

北海道先史文化圏の北方四島

北方四島の人類の足跡は、1万5千年前の旧石器文化からです。土器を使用する縄文文化、鉄器の使用がはじまる続縄文文化、オホーツク文化、^{オホーツク文化}擦文文化、アイヌ文化と変遷し、これまで132か所の遺跡が発見されています。この先史時代の文化は、北海道本島の各時期の文化圏が北方四島まで拡がり、地域色豊かな人々の生活が営まれていました。



ヤンペイト砂丘遺跡の竪穴住居跡
(続縄文文化～オホーツク文化)



国後島ヤンペイト番屋跡 (明治～昭和)



ニキシヨロ湖金毘羅山チャシ(アイヌ文化)
チャシは、アイヌの砦。13～19世紀まで築造。



下田ノ沢式土器
(続縄文文化、国後島出土)



オホーツク式土器
(オホーツク文化、国後島出土)



石器(石鏃類、国後島ニキシヨロ遺跡出土)



擦文土器
(擦文文化、国後島秩別遺跡出土)



北筒式土器
(縄文文化、国後島東湯遺跡出土)



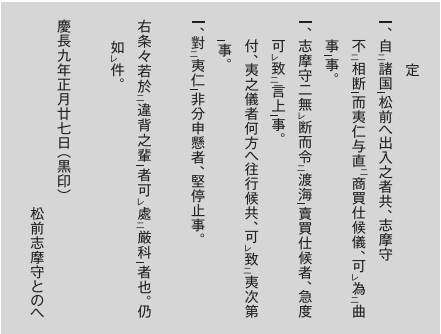
石器(ナイフ類、国後島マイアチヌイ遺跡出土)

確認した遺跡:132か所 (国後島94か所、色丹島22か所、択捉島15か所、歯舞群島1か所)
写真:遺跡データ提供 北方四島歴史・文化専門家 右代啓視

蝦夷の登場

松前藩と蝦夷地

日本古代(大和朝廷)は、東北・北海道に住む人々を「えみし」などと呼び、平安時代末ころより「えぞ」と呼ぶようになります。「蝦夷」と文字は記してありますが、読みは時代ごとによって変わっていきます。このころ蝦夷は『今昔物語』などに見られるようになり、12世紀前半には藤原顕輔が「浅ましや千嶋の蝦夷のつくるなる、とくきのやこそひまはもるなれ」(『左京大夫顕輔卿集』)と北海道地域を詠んだ歌があります。当時、蝦夷がくらしていた地域には、多くの島があることが知られていました。



黒印状の読み下し文



徳川家康が松前慶広に与えた黒印状
写真:北海道博物館所蔵

鎌倉幕府は、1189(文治5)年、北方産物の流通をにぎっていた平泉藤原氏を滅ぼし、安藤氏を蝦夷管領とし、蝦夷地との物流交易を進めることとなりました。鎌倉、室町時代の蝦夷地は、「日本の国」の東の境界として、「東は津軽、蝦夷が千島」(『曾我物語』大石寺本)と記されていました。14世紀になると、蝦夷地には「日の本」、「唐子」、「渡党」の三つの集団がわかれていました。北海道南部には12の館が築かれ、後の1514(永正11)年になると蠣崎義広が松前の守護職に就きます。1593(文禄2)年に蠣崎慶広は豊臣秀吉より朱印状を受け、その後松前に改名し、1604(慶長9)年に松前慶広は徳川家康より黒印状を受け、北方の交易権を独占しました。

蝦夷地の特産物

蝦夷地からの交易品は、昆布、鮭、熊・鹿・アザラシ、ラッコなどの毛皮、鷲羽(真羽)などがあります。この中でも上等品は、ラッコやアザラシの皮、鷲羽で、北方四島を含む北海道東部や北方四島の産物として珍重されていました。



熊皮



アザラシ



鷲羽

写真:北海道博物館所蔵

北方四島・千島列島・樺太の登場

松前藩の文書に記されていた 北方四島・千島列島・樺太

松前慶広が1599（慶長4）年に、徳川家康へ累世の系譜と蝦夷の地図を納めたとする記述がある『新羅之記録』は、北方四島について記された最古のものであるとの指摘があります。この指摘によれば、松前は、すでに「蝦夷が千島」の状況を認識していました。

その後、松前藩は幕府の命により、1644（正保元）年に『松前蝦夷地図』を納めました。1635（寛永12）年に家臣を現在の北方四島や千島列島に派遣し、さらに樺太を検分し、この地図を作製したとされています。当時、松前藩は北方域の情報や事情などがある程度把握していたことがうかがえます。これを基に、1644（正保元）年に『正保御国絵図』が作製され、この地図は北方四島及び千島列島を示した現存する最古のものです。地図において、「くるむせ」と記されている蝦夷地東部の群島は現在の北方四島及び千島列島であり、北部に「からと島」と記されているのは現在の樺太（サハリン）です。「くるむせ」は、すでに大小34の島に名前がつけられており、クナシリ、エトホロなど現在の島名と推定できる多くの島が描かれています。



『正保御国絵図』／国立歴史民俗博物館所蔵



『正保御国絵図』／「くるむせ」拡大

江戸時代

ロシアの東進と 千島列島・北方四島への進出

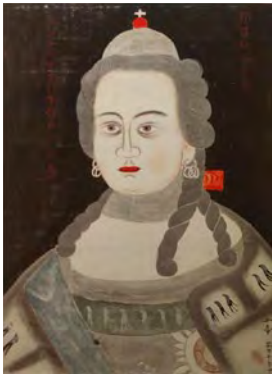
16世紀末になるとロシアは東進を開始し、17世末にはシベリア、カムチャツカを征服します。東進の目的は、高価なラッコ、クロテン、キツネなどの毛皮獲得と、先住民を支配下におき、領土拡大するためでした。

1702(元禄15)年、皇帝ピョートルI世(1672ー1725)は、1695(元禄8)年に暴風雨のためカムチャツカへ漂着した伝兵衛らをモスクワに呼び、千島や日本の多くの情報を得ていました。1711(正徳元)年、はじめてロシアは北千島のシュムシュ島(占守島)、パラムシル島(幌筵島)に上陸し、再び1713(正徳3)年に訪れ、千島アイヌは交戦しましたがロシアの支配下におかれ、毛皮税を納めることとなりました。



ロシア帝国全国図(部分) 1745年刊
ロシア最初の「ロシア帝国地図帳」(ロシア語版)の
「ロシア帝国全国図」中より極東地域を示す
北海道大学附属図書館所蔵

1738(元文3)年は、「元文の黒船」といわれるロシア探索船が千島列島を南下し、翌年は日本沿岸に到達していたことが知られています。1769(明和6)年、ロシアは毛皮税の徴収を目的に巡回船を北千島から択捉島まで南下させてきました。1771(明和8)年には、ロシア人が千島アイヌの虐待と酷使、ウルップ島(得撫島)での北海道アイヌ(択捉島)に対する物品略奪、殺害などにより、耐えかねたアイヌが抵抗し、ロシア人殺害の事件が起きています。



女帝エカテリーナ肖像画
1792(寛政9)年、大黒屋光太夫が持ち帰ったものを国後場所請負人の飛騨屋が模写。原本の所在は不明。
岐阜県歴史資料館所蔵(武川家古文書)



俄羅斯船之図(根室市指定有形文化財)
ラクスマンが乗ってきたエカテリーナ号
根室市歴史と自然の資料館所蔵
北海道根室市提供



莫斯科亞魯齊亞地理図
1807(文化4)年
漂流民の大黒屋光太夫らがロシアから持ち帰った地図。
横浜市立大学学術情報センター所蔵

1792年10月(寛政4年9月)、ロシア使節陸軍中尉アダム・ラクスマンは、近代化を進めるエカテリーナⅡ世の命を受け、日本の漂流民、大黒屋光太夫らの返還を名目に毛皮増産の通商を求め、正式にロシア遣日使節として根室へ来航します。しかし、幕府老中松平定信は通商を拒否、幕府から松前藩へ派遣の目付役石川忠房をつうじて、ラクスマンへ長崎に来る際の「信牌」(入港許可書)を与えました。その後も日本の北方四島や樺太では、ロシアとの緊張関係が強まっていきます。

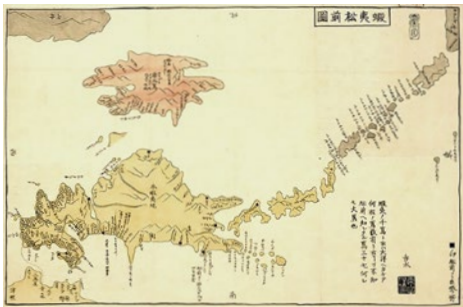
江戸時代

幕府の北方四島の警備強化と開発

江戸幕府内では、蝦夷地に対する関心やロシアに対する危機感が高まってきます。このことから老中田沼意次は、1785（天明5）年に普請役山口鉄五郎、青島俊蔵ら11名の北方調査隊を蝦夷地に派遣しました。この調査隊に最上徳内（1755-1836）も随行し、釧路から厚岸、根室まで、翌年に国後島、択捉島、ウルップ島（得撫島）まで調査しています。徳内は、蝦夷地の地理やアイヌの人びとの生活、風俗を調査するとともに、択捉島で交易のため滞在していたロシア人と接触し、ウルップ島（得撫島）以北の千島の情報を記録しています。徳内は、これらの調査で得た情報により、1790（寛政2）年に『蝦夷風俗人情之沙汰』（付図）を完成させています。また、日本地図製作で有名な長久保赤水（1717-1801）の『蝦夷松前図』には、ウルップ島より北側にはロシア語の島番号が記されており、徳内の『蝦夷全図』などを参考に完成させていたことがうかがえます。



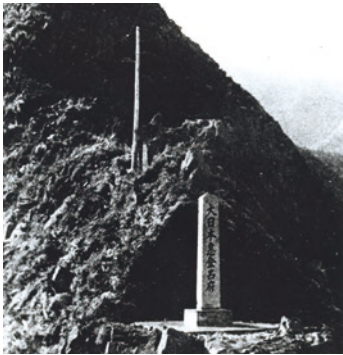
『蝦夷風俗人情之沙汰』付図：蝦夷全図／最上徳内：1790（寛政2）年（模写：1938（昭和13）年）／北海道大学附属図書館所蔵



『蝦夷松前図』／長久保赤水：1791（寛政3）年～1792（寛政4）年（模写：1941（昭和16）年）／北海道大学附属図書館所蔵



『蝦夷風俗人情之沙汰』付図：魯齊亜人物
最上徳内：1790（寛政2）年（模写：1938（昭和13）年）
北海道大学附属図書館所蔵



「大日本恵登呂府」の標柱
写真：1929（昭和4）年、択捉島蕊取村の人びとによる
記念の建碑／千島歯舞諸島居住者連盟所蔵

1798（寛政10）年、ロシアの脅威や危機感から老中松平信明らは、2回目の北方調査隊を派遣しました。幕臣である近藤重蔵（1771-1829）は、最上徳内の案内により高田屋嘉兵衛らとともに択捉島に渡り、北端に日本領であることを示す『大日本恵登呂府』の標柱を建てています。

1799（寛政11）年、江戸幕府は蝦夷地を直轄支配し、南部・津軽両藩を警護にあたらせました。この時、近藤重蔵に付添った高田屋嘉兵衛は国後島と択捉島間の航路を開きました。1800（寛政12）年、近藤は高田屋嘉兵衛の辰悦丸に乘組み択捉島イオト（老門）に会所を設け、高田屋と共に漁場を開いています。1807年（文化4）年ごろ、択捉島には約1,000名のアイヌの人々や300名を超える南部・津軽両藩の守備隊がいたと考えられます。この年の4月、択捉島シャナ（紗那）の会所、番屋が、ロシアのニコライ・フヴォストフが率いる軍艦2隻に襲撃され、日本と交戦となりました。『文化露寇』と呼ばれます。その後、1811（文化8）年5月には、ロシア軍艦ディアナ号が国後島トマリ（泊）沖に到着、その後『ゴロヴニン事件』へと展開していきます。

江戸幕府は北方四島の会所や漁場の開設、航路や道路など整備を進めた結果、蝦夷地や本州から北前船などの往来が進み、物資の流通が盛んになってきました。



「今所考定分界之図」

近藤重蔵著 1804 (文化元) 年『辺要分界図考』巻一より

国立公文書館所蔵

近藤重蔵は、本州、四国、九州などの大部分はもとより、北海道本島、北方四島、樺太(サハリン)南部も他国とは色分けし、日本の領土と考えていました。ウルップ島(得撫島)、樺太北部が彩色されておらず、後で説明するとおり、1814 (文化11) 年に江戸幕府が、択捉島に到着するロシア船に「択捉島までを日本領、新知島までをロシア領、間の島々は人家を建てず往来しない緩衝地帯」ということを回答しようとした決定と一致しています。



「チュプカ蝦夷人之図」

近藤重蔵著 1804 (文化元) 年『辺要分界図考』巻四より 国立公文書館所蔵

近藤重蔵は、得撫島と新知島の間で北海道アイヌの文化とは異なる千島アイヌがいる事や、ウルップ島(得撫島)より北にロシア人がいたことが記されています。

また、ウルップ島より北を、択捉島や国後島の北海道アイヌはチュプカ(千島列島)と呼び、ロシア人はクリル(クリル諸島)と呼んでおり、この当時から北方四島は蝦夷(北海道)の一部であったことがわかります。

■近藤重蔵

1771年～1829年。江戸駒込鶏声ヶ窪の生まれ。

1798 (寛政10) 年から1807 (文化4) 年にかけて、5回にわたり蝦夷・千島の探検調査、開発にあたった人物。後に書物奉行、大阪弓奉行に就く。

江戸時代

レザノフ長崎来航と文化露寇

1804年10月（文化元年9月）、ロシア遣日全權使節ニコライ・レザノフは、クルーゼンシテルンが率いる世界周航探検隊と共にロシア皇帝艦ナデジナ号で、仙台の漂流民津太夫ら4名を伴い長崎に来航します。レザノフは、幕府がラクスマンに与えた信牌と、ロシア皇帝のアレクサンドルI世の親書をたずさえ日本との通商を求めました。レザノフは、長崎に翌年の4月まで滞在し、通商の交渉を続けます。幕府は、長崎奉行所の肥田豊後守、幕府派遣の目付遠山金四郎の出席のもと、「御教諭書」ならび奉行の「論書」にもとづき通商を拒絶しました。

日本から通商を断られたレザノフは、報復として帰国後ロシア皇帝に樺太の領有を具申し、部下のニコライ・フヴォストフ（露米会社員）たちに命じています。

フヴォストフはフリゲート艦ユナイ号を率いて、1806年10月（文化3年9月）、樺太のクシュンコタンの運上屋などを襲撃、翌年の1807年5月（文化4年4月）、択捉島のナエボ（内保）番屋を襲撃し番人五郎次と5人を捕え、さらにシャナ（紗那）会所、南部陣屋、津軽陣屋などを襲撃、負傷させた火業師大村治五平を捕えます。また、フヴォストフらは、帰路の途中、再び樺太のオフイトマリとルウタカに上陸し、番屋、蔵などを襲撃しています。これが「文化露寇」（ロシアではフヴォストフ事件）といわれる大事件となりました。捕えられた日本人捕虜は、利尻島でアイヌ語に通じた五郎次と左兵衛以外が釈放されています。



「魯西亞國王之旗」、「使節役人ニコラレザノフと船頭クルウセンステル」
「視聽草」異船漂着二条／宮崎成身／国立公文書館所蔵



「俄羅斯人生捕之図」／早稲田大学図書館所蔵／コロヴニン捕縛を描いたもの。次頁参照。

江戸時代

ゴロヴニン事件と日露国境画定

18世紀末～19世紀はじめになると、オランダ、イギリス、ロシアなどの探検艦船による千島・北方四島の測量などが行われ、蝦夷地の北辺が注目されていました。19世紀になるとアメリカ、イギリス両国は、鯨やラッコなどの海洋資源、金や銀などの鉱物資源の獲得を目的に通商を求め千島列島に接近しており、ロシアは、これに対応するため自国の領地を明確に示す必要がありました。

1811年7月、千島・北方四島、シャンタル諸島などの正確な位置、島の形状を測量する命をうけ、海軍少佐ワシーリ・ミハイロビッチ・ゴロヴニン（1776-1831）がロシア皇帝艦ディアナ号を率いて択捉島シベトロ（薬取）沖で調査にあたっていました。国後会所の警備隊は、水と食糧補給のため国後島トマリ（泊）に上陸したゴロヴニンと7人を捕縛し、松前に護送しました。



『北夷談』五 「魯西人ゴローイン等引渡ノ時ノ書」／国立公文書館所蔵

1812年3月、ディアナ号副艦長ペイター・イワノビッチ・リコルドは、イルクーツク知事より、「文化露寇」や「ゴロヴニン事件」などの再発の防止のため、日露間の国境画定交渉を優先するよう訓令を受けます。リコルドは、同年8月に国後島トマリ沖に来航し、フヴォストフに捕えられた松次郎、漂着民の手船歓喜丸乗組員の与茂吉ら5人（摂津国御影村）を返還し、代償にゴロヴニンらの釈放を交渉しましたが松前の勤番役人は、これに応じませんでした。リコルドは帰路の途中、箱館に向かう手船観世丸を襲い、幕府御雇船頭の高田屋嘉兵衛（1769－1827）ら5人をカムチャッカに連行抑留します。

1813年6月12日（文化10年5月26日）リコルドは、イルクーツク知事の了解をもとに国後島に向かい、フヴォストフたちの襲撃が皇帝の命令に基づくものではないことを公的に証明すれば、ゴロヴニンを釈放するのではないかといい、嘉兵衛の助言をうけ、嘉兵衛を仲介役としてオホーツク長官の謝罪書を幕府に提出し、同年10月19日（文化10年9月26日）にゴロヴニンら8名は釈放されました。

1814年2月21日（文化11年1月2日）幕府は、ロシアからの親善を図る提案をもとに、「択捉島までを日本領、新知島までをロシア領、間の島々は人家を建てず往来しない緩衝地帯」とする回答を決定しました。幕府は6月にこの文書を持って択捉島に向かいますが、ロシアとの接触はできませんでした。

1814年4月末、イルクーツク知事への報告でゴロヴニンとリコルドは、「日本政府は、日本側からは択捉島、ロシア側からはウルップ島を自然の境界とみなしている。」と回答しており、以降これがロシアの公式見解として定着してきます。

当時、すでに日本とロシアでは、択捉島までが日本領であることの認識が一致していたのです。

江戸時代

アレクサンドルI世の勅令の日露領有認識

1821 (^{ぶんせい}文政4) 年、ロシア皇帝アレクサンドルI世が^{ちやくれい}勅令を発し、クリル諸島等における外国人による産業活動を禁止しました。ロシア臣民のみが商業、捕鯨、漁業及びあらゆる産業に従事できるとされた島々と港湾は、北はベーリング海峡から南はウルップ島（得撫島）南岬までと定められました。

アレクサンドルー世の勅令

「ウルップ以北での外国人の商業・漁業活動の禁止」(1821年9月4日) (仮訳)

第1条

ベーリング海峡から始まって北緯51度までの一切のアメリカ北西海岸の、また、アリューシャン列島、シベリア東海岸及びクリル諸島、すなわち、同じくベーリング海峡から始まってウルップ島南岬、ちょうど北緯45度50分までの、島々及び港湾における商売、捕鯨、漁業及びあらゆる産業は、ロシア臣民のみが従事することができる。

第2条

従って、いかなる外国船舶も前条で示されているロシアの支配下にある海岸及び島々に停泊するのみならず、それらに100イタリア・マイル以内に近付くことが禁止される。これに違反した者は全ての貨物を没収される。



「アレクサンドルI世の勅令」
(ロシア帝国法令全書、37巻、法令番号28747)

1840年代の江戸幕府の蝦夷地の認識

1846年6月4日（弘化3年5月11日）、アメリカの捕鯨船ローレンス号の乗組員7名が択捉島に漂着した事件がありました。この時、江戸幕府は、「日本地を異国人には見せない」ため、択捉島あるいは国後島から直接海路で長崎に護送できないか、択捉島から長崎までの直接の護送が難しいのであれば国後島、根室または厚岸経由とできないか、松前藩に照会しています。当時から択捉島以南は、日本領と認識していたことが解ります。

『通航一覧続輯』第4巻　271頁

林樵 等[原]編1972年出版、国立国会図書館所蔵

(仮訳) 十月十三日　松前志摩守

同年十月二十四日夕刻阿部伊勢守様壹人罷出候様、御剪張紙到来、尤田崎興兵衛宛公用人三富甚左衛門より申來候、一右二付田崎興兵衛御勝手へ罷出候處、エトロフ嶋に漂着之異国人同所より船にて長崎表へ差廻し候儀差支有間敷、萬一同所より差支候はば手前クナシリ、ネモロ、アツケシ之内より乗船差支無之哉、御内實を日本地を異国人に御見せ不被成候様之思召、右等之儀伊勢守様功にて御尋被成候旨、三富甚左衛門を以被仰出候に付、罷歸り取調可申上旨申上引取

江戸時代末

日魯通好条約：択捉島以南は日本領と確認

1853年8月（嘉永6年7月）、エフィミュス・プチャーチン（1803ー1883）ロシア艦隊司令長官は、江戸幕府へ通商を求めるとともに、樺太と千島の国境の画定を申し入れに長崎に来航します。長崎での多くの交渉を経て、1854年12月4日（安政元年10月15日）伊豆下田（からふど）に来航し、1855年2月7日（同年12月21日）「日魯通好（和親）条約」が調印されました（批准書交換は、1856年12月7日（安政3年11月10日））。

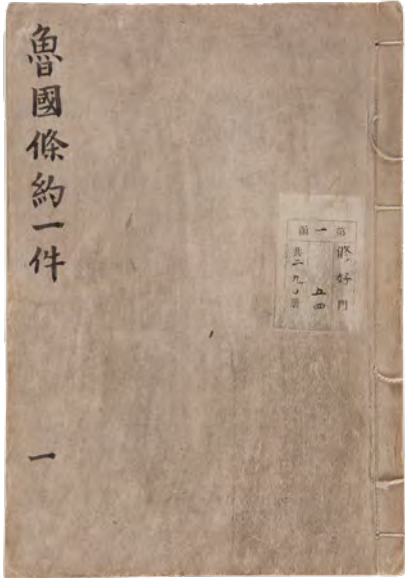
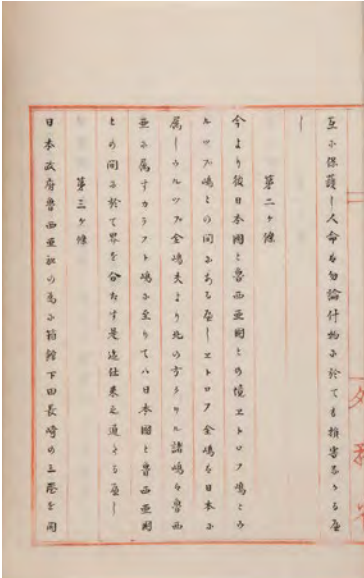
この条約により、択捉島と得撫島との間に当時自然に成立していた日露両国の国境は、法的に確認されました。そして、択捉島から南は日本の領土として、クリル諸島（千島列島）、すなわち得撫島より北の一連の島々はロシア領として、それぞれ確認されました。また、樺太はそれまでどおり国境を決めず両国民の混住の地と定められました。



日魯通好条約第2条（1855年）

日本国魯西亜国通好条約 安政元年甲寅十二月二十日（西暦一八五五年第二月七日魯曆第一月二六日）於下田調印

第二条 今より後日本国と魯西亜国との境「エトロフ」島と「ウルップ」島との間に在るへし「エトロフ」全島は日本に属し「ウルップ」全島夫より北の方「クリル」諸島は魯西亜に属す「カラフト」島に至りては日本国と魯西亜国との間に於て界を分たす是迄仕来の通たるへし



「魯国条約一件1」続通信全覧 類輯之部 修好門111 ／外務省外交史料館所蔵

江戸時代末

ニコライI世のプチャーチン提督宛訓令

1853(嘉永^{めい}6)年2月にプチャーチンは、ニコライI世より「ロシアに属する最南端はウルップ島であり、同島をロシア領の南方における終点と述べて構わない。」という訓令を受けていました。

ロシアは、択捉島以南を日本が有効に支配していたことを認めていたことは明白です。

ニコライI世のプチャーチン提督宛訓令(1853年)(抜粋)

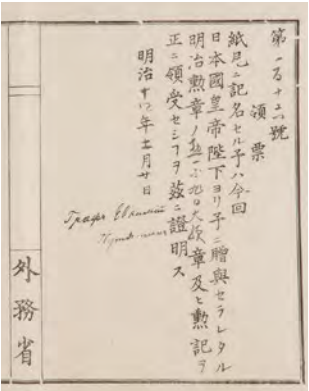
一八五三年二月二十四日 皇帝陛下署名、一八五三年二月二十七日 第七百三十号
(略)

この国境問題に関する我々の要望は、(我々の利益を損なわない範囲で)可能な限り寛大なものであるべきである。なぜなら、通商上の利益というもう一つの目的の達成こそが、我々にとり真の重要性を持つからである。クリル諸島の内、ロシアに属する最南端はウルップ島であり、同島をロシア領の南方における終点と述べて構わない。これにより(今日既に事実上そうであるように)我が方は同島の南端が日本との国境となり、日本側は択捉島の北端が国境となる。(以下略)

外務省「日露間領土問題の歴史に関する共同作成資料集」1992年度版より



プチャーチンと幕僚たち／プチャーチン以下露国船来朝、戸田浦にて軍艦建造図巻写本1巻／公益財団法人東洋文庫所蔵

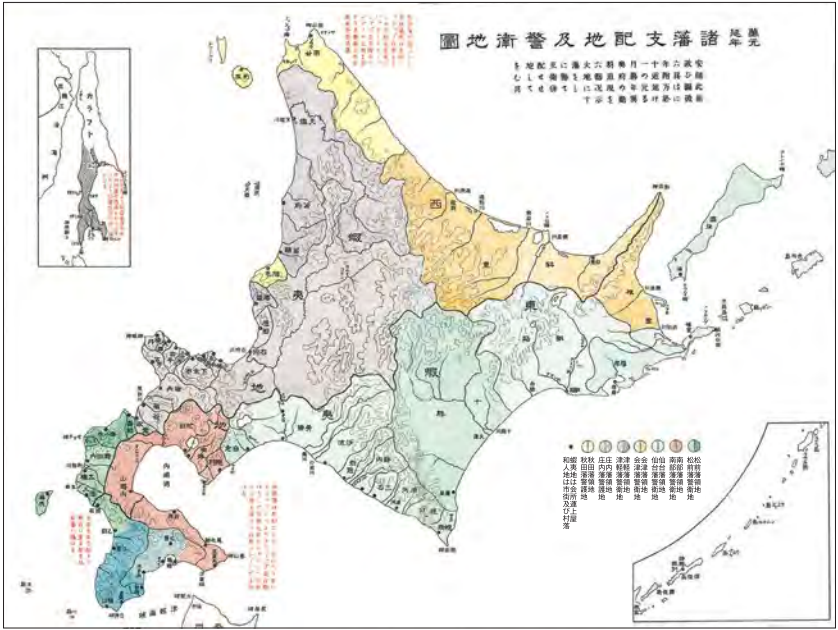


プチャーチンは日魯通好条約の締結後も日本に好意を持ち続け、サンクトペテルブルクに滞在する日本人留学生の庇護に努めるとともに、在ロシア日本公使館開設(1874年)後には、各種の周旋を依頼されるなど、様々なかたちで日本に貢献し、勲一等旭日大綬章が贈られることになりました。プチャーチンが勲章を受け取ったことを示す彼の直筆サイン入りの領票(受領書)です。

「領票」(1881年11月20日)
プチャーチンが勲章を受け取ったことを示す
彼の直筆サイン入りの領票(受領書)／外務省外交史料館所蔵

江戸時代末～明治時代

北方四島の行政区画の変遷



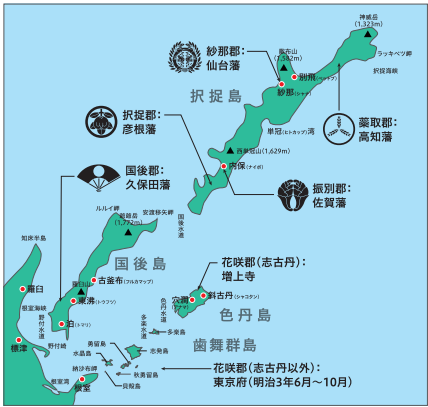
1860 (万延元) 年の諸藩支配地及び警衛地図／『北海道史』附録・地図 1918

■ 1800 (寛政12) 年、近藤重蔵は択捉島において、郷村の制を定め、択捉全島を7郷25村に分け、島民の調査を行って恵登呂府村々人別帳 (戸籍) を作成しています。この時、アイヌの有力者は名主に任命し、アイヌの住民は百姓身分としています。

■ 1855 (安政2) 年、江戸幕府は蝦夷地の大部分を幕領とした上で前年設置した箱館奉行に預け、次いで松前藩と奥羽諸藩に警備を命じています。また、1859 (安政6) 年、奥羽6藩に蝦夷地の多くを分領しました。北方四島は、択捉島シャナ (紗那) 場所 (仙台藩警護) を除き、仙台藩が領地として管轄することになりました。実態は、藤野喜兵衛や栖原角兵衛など、幕府や各藩から北方四島の各場所の運営を請け負っていた商人が、本土から出稼人や現地のアイヌを使役していたともいわれています。

■ 明治政府は、1869 (明治2) 年7月、「開拓使」を設置します。北方の警備と開拓を重要視しますが予算・人員ともに足りず、1871 (明治4) 年8月まで、各藩、士族、庶民の志願者に北海道の土地を「分領」します。北方四島は、仙台藩、久保田藩、彦根藩、東京府、増上寺などに分領されていました。

■ 明治政府は、1869 (明治2) 年8月15日の太政官布告第734号により、蝦夷を北海道と改称し、11国86郡を設置しました。国後島と択捉島が千島国を構成し、国後島には国後郡を置き、択捉島には択捉、振別、紗那、薬取の各郡を置きました。歯舞群島及び色丹島は、根室国花咲郡に属しました。

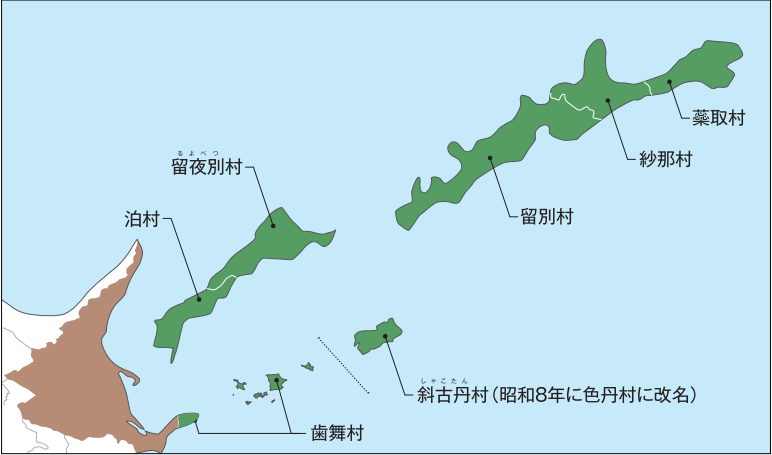


1970 (明治3) 年1月時点の分領の状況

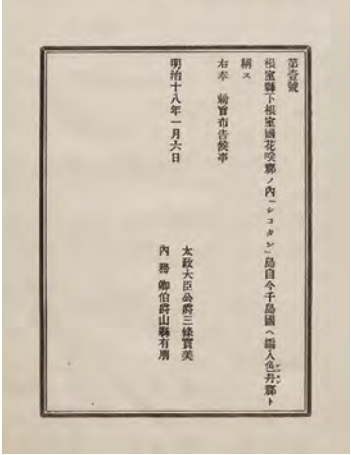
明治時代～大正時代

北方四島の行政区画の変遷 ／北海道二級町村制の導入まで

- 明治4（1871）年8月、分領支配が廃止され北方四島は、全域が開拓使の管轄になります。
- 明治6（1873）年7月、開拓使根室支庁（国後出張所（国後島を管轄）と振別出張所（択捉島を管轄）が設置されます。
- 明治9（1876）年5月、各出張所はそれぞれ分署と名称が改められます（国後分署は明治10年3月に廃止。振別分署は、明治13年に振別外三郡役所開設。明治18年に同郡役所は紗那に移転します。）
- 明治9（1876）年9月、北海道大小区制が導入され、根室国は第25大区、千島国は第26大区となり、国後郡及び択捉島4郡がそれぞれ小区を構成しました。さらにその下の行政単位として、国後島に5ヶ村、択捉島に10ヶ村が設けられました。
- 明治12（1879）年7月、郡区町村編制法が北海道に施行。翌13年以降、順次、北方四島の村の複数村ごとに戸長役場が設置されます。
- 明治15（1882）年2月、開拓使が廃止され、根室県の管轄となります。
- 明治18（1885）年1月、根室県花咲郡から色丹島が分離し色丹郡となり千島国に編入されます。
- 明治19（1886）年1月、根室県を含む3県が廃止され、北海道庁が設置され千島国は根室支庁の管轄になります。
- 明治30（1897）年11月、紗那外三郡役所が廃され、紗那支庁がおかれます（明治36年に根室支庁に再合併されます）。
- 歯舞村は大正4（1915）年4月、それ以外の各村は大正12（1923）年4月に二級町村制が導入（振別郡は択捉郡に編入。紗那郡の一部が留別村として択捉郡に編入）され、第二次大戦の終了時と同様の行政区画が成立しました。



大正12（1923）年の北方四島の行政区画



「色丹郡の設置に関する明治18年太政官布告第1号」
『公文録（明治18年第14巻）』
国立公文書館所蔵

明治時代

樺太千島交換条約：
「クリル群島」には当然北方四島は含まれない

樺太千島交換条約は、1875（明治8）年5月7日に日本側全権・榎本武揚（海軍中将兼特命全権公使）とロシア全権・ゴルチャコフとの間で調印されました（批准書交換は、同年8月22日）。

この条約では、日本は千島列島をロシアから譲り受ける代わりに、ロシアに対して樺太全島を放棄することが定められ、日本が譲り受ける千島列島として、占守島から得撫島までの18の島々の名を列举しています。

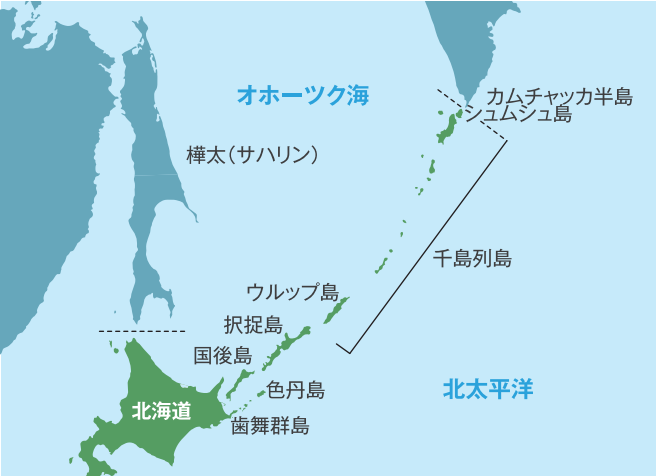
そこには、北方四島の島名はありません。こうした事実は、千島列島と北方四島が明確に区分され、一度も日本以外の領土になったことがない日本固有の領土であることを示しています。



千島樺太交換条約二開スル日露条約 批准書／
外務省外交史料館所蔵

「樺太千島交換条約」

第二款 全露西亞国皇帝陛下ハ第一款ニ記セル樺太島（即薩哈連島）ノ権理ヲ受シテ其後 胤ニ至ル迄現今所領「クリル」群島即チ第一「シムシュ」島第二「アライド」島第三「バラムシル」島第四「マカンシ」島第五「ラネコタン」島第六「ハリムコタン」島第七「エカルマ」島第八「シャスコタ」島第九「ムシル」島第十「ライコケ」島第十一「マツア」島第十二「ラスツア」島第十三「スレドネフ」及「ウシシル」島第十四「ケトイ」島第十五「シムシル」島第十六「プロトン」島第十七「チエルボイ」並ニ「フラット、チエルボエフ」島第十八「ウルツ」島共計十八島ノ権理及ビ君主ニ属スル切ノ権理ヲ大日本国皇帝陛下ニ譲リ而今而後「クリル」全島ハ日本帝国ニ属シ東察加地方「ハツカ」岬トシユムシニ島ノ間ナル海峡ヲ以テ両国ノ境界トス



■樺太千島交換条約の日本領土

明治時代

北方四島と千島列島への様々な行政措置の実施

樺太千島交換条約で日本領になった千島列島は、1876（明治9）年1月、行政区画上千島国に編入、得撫島など三郡がおかれました。

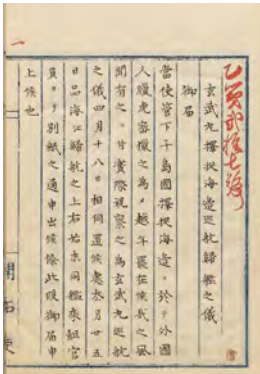
同年7月～9月は、開拓使長官黒田清隆がはじめて択捉島を視察しました。時期を同じくして、開拓使中判官長谷部辰連と五等出仕時任為基らは、千島列島の巡視と調査を行い『明治九年千島三郡取調書』をまとめ、同年11月付けで開拓使長官黒田清隆に提出しました。

同調査では、択捉島と国後島の調査も行われており、両島の記述が見られます。択捉島では、栖原家が一切の漁場を請け負い、汽船が年三回往復していたとあります。当時のアイヌの人口は684人、本土からの出稼ぎ人が294人いたとされています。国後島では、大部分の漁場を藤野家が請け負い、アイヌの人口は62人、本土から出稼ぎ人は181人であったと記されています。

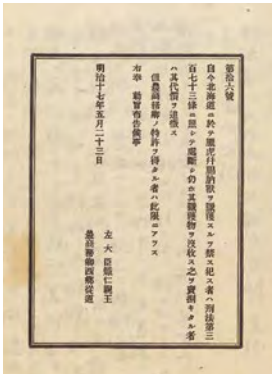
このころ、択捉島および千島列島の近海では、イギリスやアメリカなどの外国船によるラッコの密猟が多発していました（ラッコの乱獲による減少後、オットセイに移行していきます）。長谷部らは、取調書にも『海獺猟及び外国密漁船取締之義に付同』、『千島州択捉島大略取調書』などにラッコの密猟について記されています。

明治政府は、1876（明治9）年4月、「日本帝国ノ所轄タル北海道及其近傍諸島沿海海獺規則」を発するなど、外国船の取締りを強め、日本船についても1884（明治17）年5月、「太政官布告第16号」により、特許制を導入しました。

このように、日本政府は行政区の変遷と確定とともに、北方四島に対し様々な行政措置を実施していました。



「玄武丸千島国択捉海辺巡航帰艦届」
『公文録（明治7年第237巻）』
択捉島周辺海域での外国船によるラッコの密猟の調査にあたった開拓使附属船玄武丸の報告
国立公文書館所蔵



明治17年太政官布告第16号（ラッコ・オットセイの猟獲の特許制の導入に関する太政官布告）『公文録（明治17年第119巻）』
国立公文書館所蔵

松本十郎について



松本十郎／鶴岡市郷土資料館所蔵

庄内藩の出身。戊辰戦争で罰せられた庄内藩関係者の処罰軽減に奔走していたところ、黒田清隆の眼にとまり、明治2年開拓判官（開拓使）に抜擢されました。大工、医師、役人など130名を率いて根室に赴任し、開拓使根室出張所（管轄は、千島国を含む）を開設し、その後の根室の発展の基礎を築きました。根室、花咲（歯舞群島を含む）、野付三郡の東京府への割譲に

反対し、その結果、三郡は同年10月に開拓使に復帰しました。

択捉島、国後島および色丹島は、明治4年8月に開拓使の管轄に復帰しました。松本は、択捉島のアイヌが旧制度に慕情を抱いていたことなどから、択捉島の場所請負人であった伊達家と栖原家に、国後島の場所請負人であった藤野家にそれぞれ漁業等を任せるとの方針をとりました。

アイヌの人びとも親しく接し、「アットシ判官」（アットシは、アイヌの上着）と呼ばれました。明治5年に札幌に大判官として赴任し活躍しましたが、千島樺太交換条約締結後、樺太アイヌの北海道内陸部（現在の江別市、石狩市）への移住に反対して辞任しました。

昭和における北方四島の移り変わり

1. 人口

漁業者の進出状況などにより、
国後島くぬしりとう、色丹島しごたんとう及び歯舞群島はばまいぐんとうは根
室町と、択捉島えとろふとうは函館市との間でそ
れぞれ経済圏を構成していました。

1945（昭和20）年8月15日時点の北方四島の世帯数と人口

		世帯数	人口
	歯舞群島	852	5,281
	色丹島	206	1,038
国後島	泊村 とまりむら	894	4,864
	留夜別村 るよべつむら	433	2,500
択捉島	留別村 るべつむら	424	2,258
	紗那村 しやなむら	226	1,001
	蒙取村 しべとろむら	89	349

出典：根室市・北方領土問題対策協会「日本の領土 北方領土」

2. 漁業

北方四島周辺の海域は、オホーツク海側に流水の南限であり、太平洋側には寒流が流れています。そのため、海洋生物の高度な生態系が保たれ、水産資源の生産性が非常に高い地域です。

魚類のサケ、マス、タラ、ニシンや、海産動物のカニ類、エビ、ナマコ、海藻類のコンブ、ノリなど、さらにクジラも主要な産物でした。

歯舞群島ではコンブの水揚げ量が多く、色丹島ではタラ、ノリ、カニ類などに加え、捕鯨などが盛んでした。国後島は四島では最も多くの種類の海産物に恵まれていました。択捉島はサケ、マス、タラなどの漁業や捕鯨が盛んで、これらの漁獲量は四島随一を誇っていました。

1938（昭和13）年北海道町村別漁獲高順位（127町村）

